作業主任者の選任が必要な業務一覧（労働安全衛生法施行令第６条、労働安全衛生規則別表第１）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 作業主任者を選任すべき作業 | 作業主任者になれる者 | 作業主任者の名称 |
| 1 | 高圧室内作業（潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業に限る。） | 高圧室内作業主任者免許を受けた者 | 高圧室内作業主任者 |
| 2 | アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業 | ガス溶接作業主任者免許を受けた者 | ガス溶接作業主任者 |
| 3 | 次のいずれかに該当する機械集材装置もしくは運材索道の組立て、解体、変更もしくは修理の作業又はこれらの設備による集材もしくは運材の作業  イ　原動機の定格出力が7.5kWを超えるもの  ロ　支間の斜距離の合計が350ｍ以上のもの  ハ　最大使用荷重が200kg以上のもの | 林業架線作業主任者免許を受けた者 | 林業架線作業主任者 |
| 4 | 伝熱面積の合計が500㎡以上の場合（貫流ボイラーのみを取り扱う場合を除く。）における当該ボイラーの取扱いの作業 | 特級ボイラー技士免許を受けた者 | ボイラー取扱作業主任者 |
| 5 | 伝熱面積の合計が25㎡以上500㎡未満の場合（貫流ボイラーのみを取り扱う場合において、その伝熱面積の合計が500㎡以上のときを含む。）における当該ボイラーの取扱いの作業 | 特級ボイラー技師免許又は一級ボイラー技士免許を受けた者 |
| 6 | 伝熱面積の合計が25㎡未満の場合における当該ボイラーの取扱いの作業 | 特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許又は二級ボイラー技士免許を受けた者 |
| 7 | 令第２０条第５号イからニまでに掲げるボイラーのみを取り扱う作業 | 特級ボイラー技士免許、１級ボイラー技士免許もしくは２級ボイラー技士免許を受けた者又はボイラー取扱技能講習を修了した者 |
| 8 | エックス線装置の使用又は検査の業務等に係る作業（医療用又は波高値による定格管電圧が1,000kV以上のエックス線を発生させる装置を使用するものを除く。） | エックス線作業主任者免許を受けた者 | エックス線作業主任者 |
| 9 | ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の作業 | ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許を受けた者 | ガンマ線透過写真撮影作業主任者 |
| 10 | 木材加工用機械（丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びルーターに限るものとし、携帯用のものを除く。）を５台以上（当該機械のうちに自動走材車式帯のこ盤が含まれている場合には、３台以上）有す事業場において行う当該機械による作業 | 木材加工用機械作業主任者技能講習を修了した者 | 木材加工用機械作業主任者 |
| 11 | 動力により駆動されるプレス機械を５台以上有する事業場において行う当該機械による作業 | プレス機械作業主任者技能講習を修了した者 | プレス機械作業主任者 |
| 12 | 次に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業  イ　乾燥設備のうち、危険物等に係る設備で、内容積が１㎥以上のもの  ロ　乾燥設備のうち、イの危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの（その最大消費量が、固体燃料にあっては10kg/h以上、液体燃料にあっては10 ℓ/h以上、気体燃料にあっては１㎥/h以上であるものに限る。）又は熱源として電力を使用するもの（定格消費電力が10kW以上のものに限る。） | 乾燥設備作業主任者技能講習を修了した者 | 乾燥設備作業主任者 |
| 13 | コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業 | コンクリート破砕器作業主任者技能講習を修了した者 | コンクリート破砕器作業主任者 |
| 14 | 掘削面の高さが２ｍ以上となる地山の掘削（ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。）の作業（⑱に掲げる作業を除く。） | 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者 | 地山の掘削作業主任者 |
| 15 | 土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業 | 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者 | 土止め支保工作業主任者 |
| 16 | ずい道等（ずい道及びたて坑以外の坑（岩石の採取のためのものを除く。）をいう。）の掘削の作業（掘削用機械を用いて行う掘削の作業のうち労働者が切羽に近接することなく行うものを除く。）又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工（ずい道等における落盤、肌落ち等を防止するための支保工をいう。）の組立て、ロックボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業 | ずい道等の掘削等作業主任者技能講習を修了した者 | ずい道等の掘削等作業主任者 |
| 17 | ずい道等の覆工（ずい道型わく支保工（ずい道等におけるアーチコンクリート及び側壁コンクリートの打設に用いる型わく並びにこれを支持するための支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成される仮設の設備をいう。）の組立て、移動若しくは解体又は当該組立て若しくは移動に伴うコンクリートの打設をいう。）の作業 | ずい道等の覆工作業主任者技能講習を修了した者 | ずい道等の覆工作業主任者 |
| 18 | 掘削面の高さが２ｍ以上となる岩石の採取のための掘削の作業 | 採石のための掘削作業主任者技能講習を修了した者 | 採石のための掘削作業主任者 |
| 19 | 高さが２ｍ以上のはいのはい付け又ははいくずしの作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く。） | はい作業主任者技能講習を修了した者 | はい作業主任者 |
| 20 | 船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業（総トン数500ｔ未満の船舶（船員室の新設、増設又は拡大により総トン数が500トン未満から500トン以上となったもの（510トン未満のものに限る。）のうち厚生労働省令で定めるものを含む。）において揚貨装置を用いないで行うものを除く。） | 船内荷役作業主任者技能講習を修了した者 | 船内荷役作業主任者 |
| 21 | 型わく支保工の組立て又は解体の作業 | 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 | 型枠支保工の組立て等作業主任者 |
| 22 | つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが５ｍ以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業 | 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 | 足場の組立て等作業主任者 |
| 23 | 建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが５ｍ以上のものに限る。）の組立て、解体又は変更の作業 | 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 | 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者 |
| 24 | 橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが５ｍ以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30ｍ以上である部分に限る。）の架設、解体又は変更の作業 | 鋼橋架設等作業主任者技能講習を修了した者 | 鋼橋架設等作業主任者 |
| 25 | 軒の高さが５ｍ以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業 | 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 | 木造建築物の組立て等作業主任者 |
| 26 | コンクリート造の工作物（その高さが５ｍ以上であるものに限る。）の解体又は破壊の作業 | コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習を修了した者 | コンクリート造の工作物の解体等作業主任者 |
| 27 | 橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの（その高さが５ｍ以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30ｍ以上である部分に限る。）の架設又は変更の作業 | コンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了した者 | コンクリート橋架設等作業主任者 |
| 28 | 第１種圧力容器（小型圧力容器及び次に掲げる容器を除く。）の取扱いの作業（29の作業を除く。）  イ　労働安全衛生法施行令第１条第５号イに掲げる容器で、内容積が５㎥以下のもの  ロ　労働安全衛生法施行令第１条第５号ロからニまでに掲げる容器で、内容積が１㎥以下のもの | 特級ボイラー技士免許、１級ボイラー技士免許もしくは２級ボイラー技士免許を受けた者又は化学設備関係第１種圧力容器取扱作業主任者技能講習もしくは普通第１種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者 | 第１種圧力容器取扱作業主任者 |
| 29 | 28の作業のうち化学設備に係る第１種圧力容器の取扱いの作業 | 化学設備関係第１種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者 |
| 30 | 特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。） | 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（特別有機溶剤の場合、有機溶剤作業主任者技能講習）を修了した者 | 特定化学物質作業主任者 |
| 31 | 鉛業務（遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。）に係る作業 | 鉛作業主任者技能講習を修了した者 | 鉛作業主任者技能講習 |
| 32 | 四アルキル鉛等業務（遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。）に係る作業 | 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者 | 四アルキル鉛等作業主任者 |
| 33 | 酸素欠乏危険場所における作業（34に掲げる作業を除く。） | 酸素欠乏危険作業主任者技能講習又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者 | 酸素欠乏危険作業主任者 |
| 34 | 酸素欠乏危険場所における作業（次に掲げる場所におけるものに限る。）  イ　海水が滞留しており、若しくは滞留したことのある熱交換器、管、暗きょ、マンホール、溝もしくはピット（以下「熱交換器等」という。）又は海水を相当期間入れてあり、若しくは入れたことのある熱交換器等の内部  ロ　し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きょ、マンホール、溝又はピットの内部 | 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者 |
| 35 | 作業場等において一定の有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務のうち一定のものに係る作業 | 有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者 | 有機溶剤作業主任者 |
| 36 | 石綿等を取り扱う作業（試験研究のために取り扱う作業を除く。）又は石綿等を試験研究のために製造する作業 | 石綿作業主任者技能講習を修了した者 | 石綿作業主任者 |